指定地区内の住宅開発抑制を指導しています

受入困難地区（大社小学校区）の指定期間を延長

市は、平成17年4月から、児童数増加による学校の教室不足を防ぐため、「教育環境保全のための住宅開発抑制に関する指導要綱」により、指定地区内でのマンション等の住宅開発抑制を指導しています。

現在、受入困難地区に指定している「大社小学校区」は、20年3月末をもって受入困難地区の指定を解除する予定でしたが、教室不足の解消が見込めないことから、このたび同要綱を変更し、指定期間を延長することになりました。

なお、指定地区は次のとおりです（20年4月の見直しはありません）。

問合せは教育委員会計画営繕グループ（0798・35・3828）へ。※同要綱は市のホームページ（アドレスはページ下参照）に掲載しています

【指定地区】①受入困難地区…大社小学校区▽②準受入困難地区…浜脇・高木・用海・甲子園浜小学校区▽③予測地区…甲東・瓦林・鳴尾北・香櫨園・甲陽園・上ケ原・南甲子園・広田・段上西小学校区

大社小学校の児童数急増にともない

小学校の通学区域を一部変更します

教育委員会は、大社小学校の児童数急増にともなう教室不足への対応として、平成20年度から、次のとおり小学校の通学区域を一部変更します。

ただし、①現在、大社小学校に在籍している児童、②大社小学校に兄または姉が在籍している児童、③平成20年4月に入学する児童については、経過措置があります。

詳しくは学事グループ（0798・35・3882）へお問い合わせください。

【平成20年度からの新しい小学校区】西田町・若松町・大井手町…安井小学校区▽室川町…平木小学校区

就学通知書を送付

市立小・中学校の入学予定者に

教育委員会は、4月に市立小・中学校に入学予定の幼児・児童の保護者に就学通知書を送付します。同通知書は、住民基本台帳・就学申請書をもとに作成しています。1月末までに届かない場合は、学事グループ（0798・35・3850）へ連絡してください。

また、以下に該当する人で、まだ同グループに届け出ていない人も連絡してください。

①私立小学校等へ入学する場合、「入学許可証」等を同グループへ持参か郵送を（市立小学校卒業後、私立中学校等へ入学する場合は小学校へ連絡を）

②住民登録の住所と現住所が異なる場合（市外の小・中学校に入学する市外在住者で、本市に住民登録をしている人も含みます）

③市内在住の外国籍の人で新たに市立小・中学校への入学を希望する場合

市からの伝言板

学校園の職員駐車について

教育委員会は、平成19年5月より、学校園における教職員の通勤用自動車の駐車について有料化を実施しています。

これまで教職員は、学校園の空きスペースに駐車していましたが、事故が起きるのではないかとの心配や公共敷地の無料使用に対する批判もありました。そのため教育委員会は、マイカーでの乗り入れを全面禁止することも含め検討しました。

しかしながら、学校園の立地が交通の不便な所にあること、職員の身体的な理由、クラブ活動の指導などで早朝から夜遅くまで勤務する職員がいること、また学校園には公用車がないため、児童・生徒のけがや病気、緊急の生徒指導などにマイカーを使用している現状もあり、現実的な対応として有料化により駐車を認めるに至りました。

実施にあたっては、児童・生徒の安全確保を考え、駐車場所の見直しと台数制限を行い、フェンスやミラーなどを設置しました。さらに登校時間帯には安全指導を行うとともに、教職員の通勤時間帯を極力ずらすなどの安全対策をとっています

今後も、児童・生徒の安全を第一に考え、制度の改善と駐車ルールの徹底を図っていきます。

問合せは管理グループ（0798・35・3811）へ。

社会で支え合う大切なしくみ

国民年金は20歳からの備えです

国民年金は公的年金の土台になる部分で、全国民に共通する基礎年金を支給する制度です。老後の生活と不慮の事故に備えるためにも、20歳になったら国民年金に加入し、保険料を納めることが大切です。

将来、老齢基礎年金を受給するためには、原則として、保険料を納付した「受給資格期間」が25年以上必要になります。

国民年金の保険料は、年齢・性別・所得に関係なく一律で、月額1万4100円（平成19年度）です。保険料は納付期限から2年が経過した場合、時効により納められなくなります。

《保険料の納付方法》

国（社会保険庁）から送付される納付書で各金融機関・郵便局・コンビニエンスストア（一部取り扱いのない店舗あり）・農協・社会保険事務所などで納付できます。口座振替も利用できます。なお、納めた保険料は所得控除の対象になり、年末調整や確定申告の際に社会保険料控除として申告できます。

問合せは西宮社会保険事務所（0798・33・1285）へ。

《納付が困難なときは》

所得が低いなど経済的な理由や失業などで保険料の納付が困難なときのために、「申請免除」や「若年者納付猶予」、「学生納付特例」の制度があります。各制度の申請は、医療年金グループ（市役所本庁舎1階）、各支所・市民サービスセンターで受け付けています。

なお、免除期間等の保険料は10年以内であれば追納することができ（2年を過ぎた期間には加算金がつきます）、将来受け取る年金額に反映されます。

問合せは医療年金グループ（0798・35・3124）へ。

外国人等高齢者特別給付金・外国人等重度障害者特別給付金

国民年金の制度的な理由によって老齢基礎年金や障害基礎年金などを受給できない外国人等の高齢者（1926年4月1日以前生まれの人）や重度障害者を対象に、西宮市独自の制度として、「外国人等高齢者特別給付金」および「外国人等重度障害者特別給付金」を支給しています。

該当すると思われる人は、医療年金グループ（0798・35・3124）へお問い合わせください。

西宮社会保険事務所

社会保険事務所は、国民年金保険料の納付書発行・口座振替・前納などに関すること、年金手帳の再発行、年金を受けている人に関すること、厚生年金に関することなど、公的年金に関する総合的な相談窓口です。

西宮市の管轄は西宮社会保険事務所（津門大塚町8－26☎0798・33・1285）です。

《年金相談の日程》

祝日を除く▷月曜～金曜…午前8時半～午後5時15分▷第2土曜…午前9時半～午後4時　※平日の受付時間延長、休日相談を実施する日があります。

詳しくは問合せを

※年金制度については、社会保険庁のホームページ（http://www.sia.go.jp/）もご覧ください

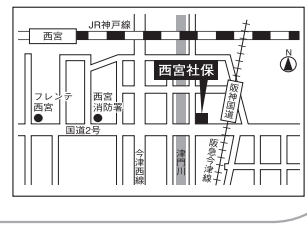

すべての年金受給者・加入者に届きます

「ねんきん特別便」

問合せは、専用ダイヤル（0570・058・555）、IP電話・PHSからは（03・6700・1144）へ。西宮社会保険事務所（右下地図参照）でも承ります。

現在、社会保険庁は、公的年金受給者・加入者全員を対象に、年金記録（加入履歴）を通知する「ねんきん特別便」を10月までをめどに順次発送しています。これは、皆さんの基礎年金番号で管理されている年金記録をお知らせし、確認をお願いするものです（下図参照）。

このうち、3月までに「ねんきん特別便」が届いた人には、その人の基礎年金番号に統合されていない年金記録がある可能性があります。

「ねんきん特別便」が届いたら、必ず回答を

「ねんきん特別便」が届いたら、加入期間にもれがないか、資格取得年月日等に誤りがないかなどを十分にご確認いただき、訂正の有無にかかわらず、必ず次の手続きをしてください。

《訂正がある場合の手続き》

◉年金受給者…「年金加入記録照会票」に年金証書を添えて社会保険事務所で手続きします

◉現役加入者…「年金加入記録照会票」を返送します

《訂正がない場合の手続き》

年金受給者、現役加入者とも年金加入記録照会票から切り取った「確認はがき」を返送

住所、名字が変わった人は届け出を

「ねんきん特別便」を皆さんに確実にお届けするためにも、現住所と届け出住所が異なる人や、結婚等で名字が変わったことがある人で年金手帳の氏名が変更されていない場合は、変更の届け出をお急ぎください。

◉年金受給者、60歳以上で年金を受給していない人…西宮社会保険事務所で手続きを

◉現役加入者　国民年金の第1号被保険者（自営業者など）は市の国民年金担当窓口で、第3号被保険者（会社員の被扶養配偶者など）は配偶者の勤務先で、厚生年金・公務員共済・私学共済加入者は勤務先で手続きを

「ねんきん特別便」と年金記録（加入履歴）確認の流れ

ねんきん特別便を送付 → 本人による記録の確認 → 本人による回答 → 社会保険庁による調査・確認 → 記録の統合（確認完了）

本人による回答

◆**訂正あり**⇨年金受給者は「年金加入記録照会票」に記入して社会保険事務所で手続きを。現役加入者は「年金加入記録照会票」を返送

◆**訂正なし**⇨年金受給者、現役加入者とも「確認はがき」を返送